

60. 制札^{せいさつ}

■ 指定日

平成2年12月12日

■ 種別

有形文化財 書跡

■ 年代

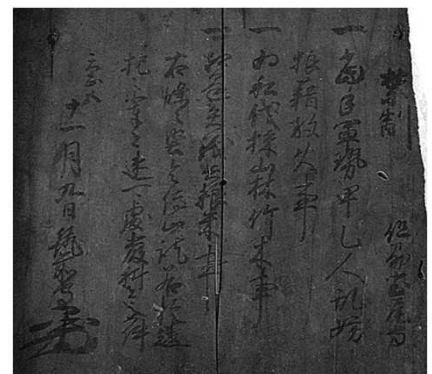
安土・桃山時代

■ 所在地

朝来市和田山町岡田

■ 所有者

法宝寺



■ 内容

天正5年(1577)11月9日、豊臣秀吉が法宝寺に授けた禁制。筑前守の花押がある。
禁制とは、その地域の統治者(権力者)が、秩序維持のために禁止する項目を箇条書きにしたものである。

1. 当方の軍勢関係者が乱暴・狼藉・放火を行なうこと
1. 勝手に山林・竹木を伐採すること
1. 軍用金や兵の食料などを強要すること

この各条に違反した者は速やかに厳罰に処する旨が定められており、軍勢に対する統制と寺